

家庭的保育事業における保護者支援の 現状と課題に関する一考察

宮 地 菜穂子
木 下 詩 織

抄録

本研究は、X 県 Y 市内にて家庭的保育事業を展開する事業所 2 か所の施設長に対する調査を実施し、家庭的保育事業を選択した保護者のニーズ及び、保護者支援の現状と課題に着目し、これらに関する語りから得られたデータを手掛かりとして、KJ 法による分析を行い、今後の家庭的保育事業の在り方について仮説生成と考察を行った。

その結果、「現在の家庭的保育事業は、多様化し尚且つハイニードな子ども・保護者を受け入れている場合が少ない現状の中で、特に保護者支援において保育者は様々な支援の難しさに直面し葛藤を抱いていること、それらの課題を解決するための連携・支援体制の構築が必要なこと、さらに現在すでに家庭的保育事業は要支援家庭をも支えていることから、今後、社会的養育機能としての家庭的保育事業の可能性の拡大も含めて、地域の子育て支援体制の在り方について検討を行っていく必要があるのではないか」との仮説が生成された。

キーワード：地域型保育、家庭補完型社会的養護、昼間里親、要支援児童、KJ 法

I. 問題・目的

日本における家庭的保育は1948（昭和23）年に「昼間（ひるま）里親制度」という名称で里親制度の一つとして制度化された。家庭的保育制度の変遷や展開、家庭的保育制度研究の動向についての先行研究（齋藤2012、五十嵐2017等）を概観すると、第二次世界大戦によって生み出された大勢の孤児への対応、戦死で夫を亡くし母親が働かざるを得ない母子家庭への対応として、保育ニーズが高かった当時、空襲等で焼失し保育所は著しく不足していた状況も重なり、国として対策を講じる必要性の中で保育所を補うために昼間里親制度が始まった経緯がある。その後、五十嵐（2017）によると「1960年代後半から1970年代に保育所づくり運動が展開される中、認可保育所で乳児保育がなかなか受けられない状況下で乳児保育のニーズに応えたのは児童福祉法第24条第1項その他の但し書き『その他の適切な保護』を行うために事業化された家庭的保育や無許可の共同保育所であった。家庭的保育を実施する自治体は、1970年代に一気に増加したが、1980年代になり保育所の整備が進み、乳児保育に取り組む保育所も増え始めると、『ベビーホテル問題』等の事故等も関連し事業停止に踏み切る自治体が出始め、家庭的保育の役割は終わったかのように捉えられた」とされている。

そして、少子化対策、女性労働力の活用促進に伴い保育所の積極的な活用が進められ、待機児童問題が顕在化し対策が急務となっていく中で再び注目され、2000（平成12）年に創設された国庫補助事業の家庭的保育事業は、これを保育所入所児童対策の応急的措置として位置づけている¹⁾。その後2009（平成21）年10月に「家庭的保育事業ガイドライン」を定め、児童福祉法の改正に伴い同法において保育事業の一つとして家庭的保育事業が位置づけられ2010（平成22）年4月より実施されている。満3歳未満の子どもを対象とした小規模な保育を指し、大都市部を中心とした待機

児童問題等の改善などを目的としている。2015（平成27）年に「子ども・子育て支援新制度」の中で新設された「地域型保育給付」の対象となる「地域型保育事業」の一つとして、地域に密着し多様な保育ニーズに柔軟且つきめ細かく対応できることを目指した事業として現在進められている。また法廷化以降、家庭的保育事業は従来の個人実施型や保育所実施型以外に、グループ型小規模保育などの複数の家庭的保育者が同一の場所を利用して行う保育が広がりつつあるとの報告（岩田ら：2011）もある。

ただ全国でも家庭的保育事業の件数は少なく、2016（平成28）年4月1日時点で全国の家庭的保育事業の件数は958件で、保育所等²⁾の25%に過ぎない（厚生労働省発表）。また平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の調査³⁾によると、保護者が自身の保育ニーズ（保育内容等に関係するもの）を満たすような保育類型があることを十分に認識できていないことが考えられるとある。地域型保育事業についてのアンケート調査では、「保育施設申込み前から知っている」、「保育施設申込時に教えてもらい、知っている」との回答割合は6割程度にとどまり、保護者の地域型保育事業に対する認知度は未だ低い。

一方で、同調査から保育施設申込時には認可保育所を希望する保護者が多いものの、入所してからの満足度は「事業所内保育」や「家庭的保育」、「小規模保育」等の地域型保育事業の方が、満足度が高い傾向がみられた（「全体」3.44ポイント（以下、P）、「公立保育所」3.40P、「家庭的保育」3.62P）。その中でも、保育理念方針をはじめ、保育教育内容や保育士・保育教諭の質、人数、病気アレルギーへの対応、施設設備等の項目に関しては、他の保育類型と比べ、家庭的保育のPが最も高いことが明らかとなっている。

地域型保育の現状と課題については、米倉ら（2019）が、3市78事業所とその利用保護者を対象とした質問紙調査の結果から、保護者については保育所を断られ地域型保育の利用に至ったものの、約8割が保育環境に満足している一方で、ほとんどが3歳以降の保育の保障について不安を抱えていることを報告している。この課題には厚生労働省が2017（平

成 29) 年に各都道府県、指定都市、中核市に対して家庭的保育事業等の連携施設の確保について事務連絡を出す等、3歳以降の保育の保障への対策も講じている。また、白幡ら(2017)は「研修の徹底、運営の安定化、施設設備の整備、連携保育所のサポートや保育者研修の充実等、課題も多いこと」を明らかにしている。佐藤(2017)は東京23区の家庭的保育者の資格要件に関する調査の結果から、「資格を有することを家庭的保育者の必須条件にしている区は事業実施区全体の52%であり、残りの48%は資格がなくとも保育勤務経験や育児経験があればよいという選択肢を設けていた」として、本事業の今日的目的と密室性や孤立性の観点から、資格要件の見直しの必要性について論じている。

上記の通り家庭的保育事業の現状と課題について先行研究が蓄積される中、待機児童問題解消のために保育所等の増設や定員増を行った結果、0歳～2歳の定員割れが生じている地域も出てきているという現場関係者の声も聞く。こうした状況下でも保育所、認定こども園ではなく家庭的保育事業を選択する保護者に、どのような今日的ニーズがあるのか、またそこでは保護者支援がどのように展開されているのかを明らかにした先行研究は見当たらなかった。

そこで、本研究は、X県Y市内にて家庭的保育事業を展開する事業所2か所の施設長に対する調査を実施し、家庭的保育事業を選択した保護者のニーズ及び、施設長が展開している多様化する保護者支援の現状と課題について把握し、今後の家庭的保育事業の在り方について考察することを目的とする。

II. 方法

1. 対象者及び手続き

調査対象者は、東海地方のX県Y市内にて家庭的保育事業を展開する事業所2か所の経験年数10年以上の施設長2名である。

家庭的保育事業における保護者支援の現状と課題に関する一考察

執筆者と面識のある施設長 1 名に調査目的について説明し内諾を得た上で、正式に調査依頼を行った。さらに、その施設長より紹介を受けた経験豊富な施設長 1 名にも同様に説明と依頼を行い、調査協力者 2 名より協力を得ることができた（表 1 参照）。

新型コロナウイルス感染防止対策として、電話による遠隔形式で調査を行った。

表 1 調査対象者のプロフィール

ID	性別・年齢	家庭的保育事業 経験年数	他児童福祉施設等 経験年数	資格・免許
Aさん	女・60代半ば	18年	幼稚園勤務 21年	保育士 幼稚園教諭
Bさん	女・50代半ば	12年	保育所勤務 2年	保育士 幼稚園教諭

2. データ収集法及び調査項目

2021(令和3)年10月に半構造化面接によるインタビュー調査を実施し、所用時間は60分～90分であった。調査項目は以下の5項目で構成した。

- (1) 施設の理念・運営方針について
- (2) 保護者支援について
- (3) 連携について
- (4) アフターケア・地域支援の現状について
- (5) 改善点等について

事前にICレコーダーを用いた録音の許可を得た。さらに聞き取った発言内容は、事前に許可を得て、フィールドノートへ記録した。

3. 分析方法

本研究では、家庭的保育事業所における保護者支援の現状と課題について整理し、家庭的保育事業のさらなる発展に繋がる新たな発想や仮説を生み出すことを目的としている。この目的を達成するための手法として、仮

説の生成や仮説の深化に向いている質的研究法の中でも特に仮説の生成に威力を発揮すると言われている KJ 法（川喜田，1967，1970，1986）が適していると判断し、1986 年版 KJ 法を用いて分析を試みた。

具体的な手順として、田中（2010）が示す「KJ 法を実践するための 4 つの NOT」に注意しつつ、録音データの文字起こしを行い、ラベルづくりの後、グループ編成、表札づくりを行った。さらに元ラベルの添付、島どり、島間の関連付け、シンボルマークや表題と註記の記入といった A 型図解化を行った上で、B 型叙述化を行った。これらの分析結果を基にして仮説を生成した。

4. 倫理的配慮

本調査は同朋大学倫理委員会（2021 年度第 1 回）へ事前に研究計画書を提出し、審査を受けた（審査番号：2021-01-02-01）。インタビューに先立ち、調査協力者に対して、事前の依頼文及び当日の口頭及び文書にて個人が特定されないよう十分に配慮することや、参加は任意であり同意書を交わした後もいつでも撤回、調査の中止が可能であること等を含めた倫理的配慮について説明した上で、承諾を得た。

III. 結果

1. 各グループと概念の説明

録音データから計 51 ラベルが得られ、KJ 法を用いた分析の結果、48 ラベルから 6 つの中グループ、14 個の小グループが形成された。以下、中グループは【】、小グループは『』、ラベルは< >、元ラベルとなった発言原文は「」を用いて示す。

以下に、グループを構成する概念について説明していく。

1) 中グループ 1【現況とニーズ】

< A-1. 発達の気になる子ども > や < A-2. 外国につながる子ども >、ま

た「先生みたいに、ぎゅーができないんですって言われた。」といった< B-2. 子どもへ愛着表現が苦手な保護者>や< B-6. 子育ての楽しさに気づいていく保護者>など様々な体質・特性・背景を持った子どもや保護者と、保育者が接していることから『A. 子どもの多様性』、『B. 保護者の多様性』という概念が生成された。これらは【現況とニーズ】を表していると判断し命名した。

2) 中グループ2【子どもを取り巻く生活環境】

「もう週末にがーっと遊びすぎて、生活リズム崩しちゃってても、土日ね、難しいね、それも。」といった< C-2. 自宅での生活>や< C-1. 各家庭の違った子育て>による『C. 実家庭での生活』と、「受け入れからお帰りまで職員も同じ人が、一日を接しているので、それもいいかなと思いますね。(略)」という< D-2. 同じ保育者による保育・支援>が可能であり、< D-4. つぶやきが聴こえる>ような『D. 家庭的保育事業所の生活』との概念が見出され、これらをグループとしてまとめ【子どもを取り巻く生活環境】と命名した。

3) 中グループ3【子ども・家庭への支援】

事業所の中では、< E-1. 子どものペースに合わせた保育・支援>や、「その日のお子様の体調やその日の天候、またその時の子どもたちの興味関心のあることへ配慮して(略)活動ができるのかなと思います。」といった< E-2. 少人数保育・手厚い支援>のような『E. 個別的な保育』が展開されている。さらに保育者は子どものみならず保護者への支援も行っており、< F-1. 保護者が子育ての軸>であると考え< F-2. 信頼関係>を大切にしようとする『F. 保護者支援の方針』のもとに、< G-1. 子育ての楽しさを伝える>ことや< G-4. 要支援家庭への支援>などの『G. 保護者への支援・教育』を行っていることから、これらは【子ども・家庭への支援】を表していると判断し命名した。

4) 中グループ4【保育者の葛藤】

< H-1. 子どものペースに合わせすぎる保育・支援>や、例えば「お父

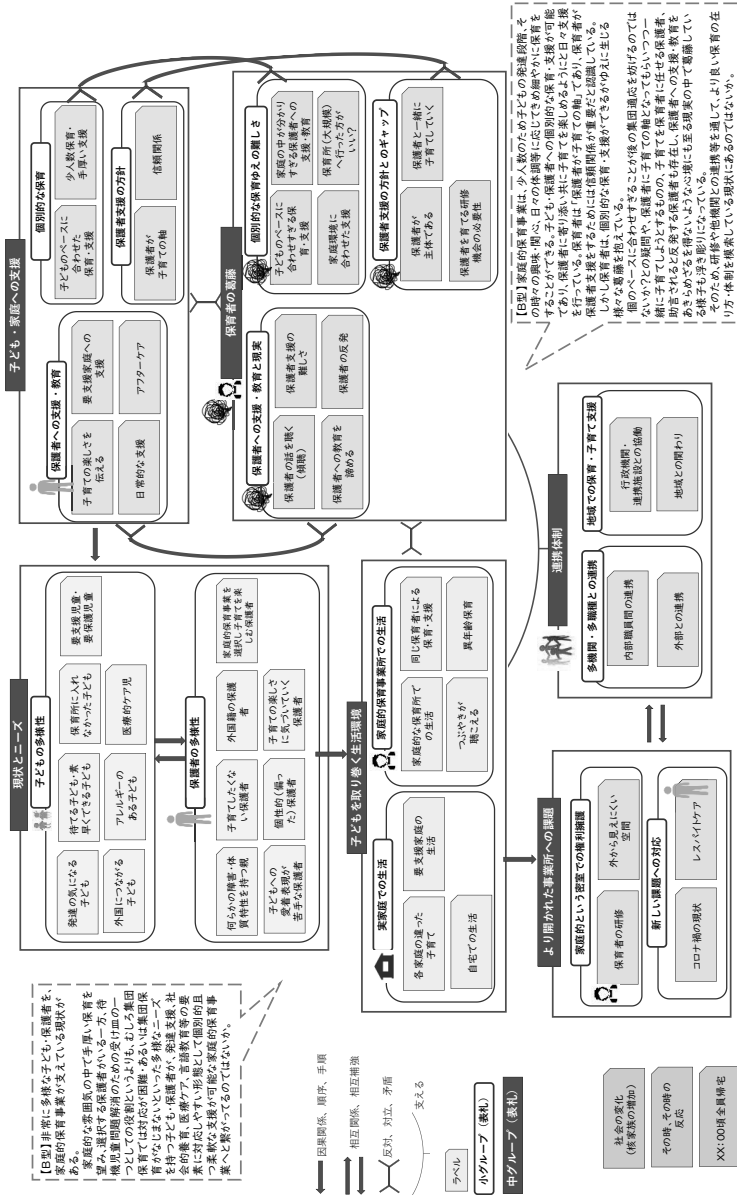
さんはお家で一生懸命ゲームをやってる（略）、今のお父さんはスマホをいじってるんだなって。」といった< H-3. 家庭の中が分かりすぎる保護者への支援・教育 >のような『H. 個別的な保育ゆえの難しさ』が浮かび上がった。また、「保護者様は（離乳食等）やらないのに、自宅では出さないのに、ここでは出してくださいとか、逆に言ったりするお母さんもいるから、そのへん難しいですよ。」などの< I-1. 保護者が主体である >という『I. 保護者支援の方針とのギャップ』も語りから見出された。さらに、「傾聴ですね、傾聴あるのみで。下手なこと言うと、すんごい目つきして帰って行かれるから怖い。」、「言っても機嫌悪くなるから、今のお母さん。」といった語りから示されたように< J-1. 保護者の話を聴く（傾聴） >や< J-4. 保護者の反発 >の中で、< J-3. 保護者への教育を諦める >といった『J. 保護者への支援・教育と現実』に悩む姿も浮かび上がってきた。そこで、これらを【保育者の葛藤】と命名した。

5) 中グループ5【連携体制】

家庭的保育事業は、< K-1. 行政機関・連携施設との協働 >や< K-2. 地域との関わり >等、『K. 地域での保育・子育て支援』も行いつつ、「もしもの時は何かあったら調理員が見ることもあると（略）言っている。なんかあったらそのために研修を受けてますって。」のような< L-1. 内部職員間の連携 >や< L-2. 外部との連携 >などの『L. 多機関・多職種との連携』によって展開されている。そのため、これらを【連携体制】と命名した。

6) 中グループ6【より開かれた事業所への課題】

< M-1. 保育者の研修 >が比較的頻繁に企画されてはいるが、保育室によってその参加状況に差があること、「家庭的保育室はなんか密室で閉ざされた保育だとか（略）なかなか知らない方も多いから（略）そのへんは課題ですね。」との語りのように、< M-2. 外から見にくい空間 >という『M. 家庭的という密室での権利擁護』に関連する課題が見出された。さらに< N-1. コロナ禍の現状 >や「お母さんがリラックスできる時



間っていうのもこれからの時代は必要なのかなと思いますね。」といった<N-2. レスパイトケア>のような『N. 新しい課題への対応』が挙げられたため、これらを【より開かれた事業所への課題】と命名した。

2. 分析によって生成された仮説

KJ法によるA型図解化、B型叙述化を経て見出された分析結果について図1に提示した。

非常に多様な子ども・保護者を、家庭的保育事業が支えている現状がある。家庭的な雰囲気の中で手厚い保育を望み、選択する保護者がいる一方、待機児童問題解消のための受け皿の一つとしての役割というよりも、むしろ集団保育では対応が困難・あるいは集団保育が馴染まないといった多様なニーズを持つ子ども・保護者が、発達支援、社会的養育、医療ケア、言語教育等の要素に対応しやすい形態として個別的且つ柔軟な支援が可能な家庭的保育事業へと繋がっているのではないかな。

また、家庭的保育事業は、少人数のため子どもの発達段階、その時々興味・関心、日々の体調等に応じてきめ細やかに保育をすることができる。子ども・保護者への個別的な保育・支援が可能であり、保護者に寄り添い共に子育てを楽しめるようにと日々支援を行っている。保育者は「保護者が子育ての軸」であり、保育者が保護者支援をするためには信頼関係が重要だと認識している。しかし保育者は、個別的な保育・支援ができるがゆえに生じる様々な葛藤を抱えている。個のペースに合わせすぎることが後の集団適応を妨げるのではないかといった疑問や、保護者に子育ての軸となってもらいつつ一緒に子育てしようとするものの、子育てを保育者に任せる保護者、助言されると反発する保護者も存在し、保護者への支援・教育を諦めざるを得ないような心境にも至る現実の中で葛藤している様子も浮き彫りになっている。

そのため、研修や他機関との連携等を通して、より良い保育の在り方・体制を模索している現状にあるのではないかな。

以上より、現在の家庭的保育事業は、事実上、家庭補完型社会的養育機能をも果たしているのではないか。

IV. 考察

1. 家庭的保育事業を取り巻く現状と課題

本研究からは、特別な配慮や支援を要するハイニードの親子が多く利用している現状と共に、保護者支援に苦悩する保育者の現状が示された。全国保育協議会による調査（2011）⁴⁾ や南野ら（2015）の調査からは、「何らかの特別な支援を要する子どもが家庭的保育事業を利用するのは4割弱と、家庭的保育事業においても個別ケアを要する乳幼児が利用するのは決してまれではないこと」が把握されている。本調査結果は南野ら（2015）が示す結果に沿うものである。ただ、こうした個別ケアを要する乳幼児の利用状況が、現在、さらに促進されているのではないだろうか。量的研究を今後進めていく必要があるだろう。

またハイニードな親子への支援を行うにあたって保育者には、高い専門性が求められるため、研修の機会は比較的多く提供されているようであるが、事業所によって参加状況にはバラつきがあることが、データより示唆されている。そのため、運営方針、連携、スキルアップ、専門性には事業所間で格差が生じている可能性がある。保育者の専門性に関しては、資格要件（佐藤 2017）の見直しの必要性、研修の徹底（白幡ら 2017）に関する課題が既に把握されており、「研修に関しては単独の自治体を実施する困難性が指摘され、国や都道府県により実施されることを求める意見が多い」（岩田ら 2011）ことも指摘されている。本調査結果もこれらに沿うものである。

本調査結果で注目すべきことは、非常に細やかに子どもや家庭の生活について把握できる立場である保育者が、直面している数々の葛藤についてである。こうした保育者の資格要件を含めて、今後どのように保育者の専

門性を向上させ、孤立を防ぎながら、様々な葛藤を解決の方向へ導くべく他機関との連携を図っていくかが、小規模保育に特有の今日的な課題として存在するのではないかということが示唆された。

日々の保育が保育所保育指針に則って展開される中、保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性が求められ、前回の保育所保育指針改定により「保護者に対する支援」が新たに章として設けられた⁵⁾。本研究で得られた保育者の葛藤は、子ども自身への保育・支援に関するものにして、保護者・家庭への支援に関するものが圧倒的に大きかった。保育・支援の方針に沿わない保護者、反発する保護者等、多様な保護者が存在する中で、保育者自身が抱く望ましい保護者像から逸脱した保護者も少なくないことは知識として理解はしつつも、実際に生じる感情との間で揺れている現状があった。子どもと保護者を社会で育てていこうとする社会的養護の観点が必要な場合には、保育者側に対立や無力感等、様々な葛藤が生じる可能性があることを視野に入れた、研修や連携体制の検討が必要である。

2. 社会的養育機能としての家庭的保育事業の可能性

本調査では、下記のような、要保護児童、要支援児童を家庭的保育事業の現場で支えている現実が語られた。

1. 現況とニーズ・『A. 子どもの多様性』・〈A-7. 要支援児童・要保護児童〉
「母が病気になってその後、2～3人兄弟と施設入所した。」・「外国籍で生活保護をうけていた。母がうつ、父がお金を全て使ってしまう。ヘルパーが送迎とお弁当を… (略)。」「冷凍食品預かって、さとうのごはん預かって、保育室でチンして出す、その後兄弟で施設入所。」「自宅ではインスタントラーメン乾燥で食べてた、本来保育園に行くべき子、入れなかった、今は給食だからなんとかなる。」「(お弁当の中身が) もやし、ちくわ、きゅうり、保育室が良かったのかな? (保育所に) 入れないから。」

こうした要支援児童、要保護児童をも家庭的保育事業が受け入れている事業所について、量的調査による実態把握を今後進める必要があるだろう。本調査で得られたデータからは、結果的に施設入所となったケースもあったが、小規模且つ家庭的な保育が可能な環境ゆえのきめ細やかな支援を展開している家庭的保育事業が、極限まで在宅支援を支えていた現況が把握できた。

広義の社会的養護は、2016（平成28）年の児童福祉法改正以降、社会的養育と表現することもあるが、家庭補完型社会的養護、家庭補完型社会的養育機能を果たしている。要支援児童が保護者と地域で暮らし続けられるように支援する時、また家庭代替型社会的養護に関わる施設や里親家庭から地域に戻った子どもとその家庭を支える時等、その役割を家庭的保育事業が担う意義は大きいのではないかと考えられる。

2016（平成28）年児童福祉法改正の理念を具現化するために示された「新しい社会養育ビジョン」では家庭養育優先の原則が示され、第一に「地域での家庭（保護者）支援の充実強化」、それでも家庭で育てられない場合には、②「家庭同様の養育環境（里親、FH、養子縁組）、それが困難な場合には、③「できるだけ良好な家庭的環境（小規模・地域分散化した施設）」とされている。相澤（2021）⁶⁾は、「目指すべき社会的養育の方向性（都道府県推進計画）として、今後、子どものニーズに対応すると、一次的には代替養育が増加するかもしれないが、代替養育を減らして家庭養育を増やすためには、①親になる準備期・妊娠期からの支援施策の拡充、②親子を対象にした治療的保育など家庭支援施策（家庭的養育補完施策）の拡充などが必要。」であると述べている。子どもを地域から取り出しての家庭代替型社会的養護ではなく、可能な限り地域に子どもを留め、慣れ親しんだ学校や地域社会の中で社会的養育が可能となる「ショートステイ里親」や「一時保護里親」等のような新たな里親類型の検討も始まっている。ニーズに応じた養育支援・子どもへの直接的な支援サービス、地域共生社会の実現に向けて、出来るだけ子どもが家族と良好な関係で過ごし、発達が保

障されるように、地域の要支援児童を地域全体で情報共有しつつ積極的に家庭的保育事業所で受け入れていくことには意義があるだろう。

冒頭でも触れたように、家庭的保育は1948（昭和23）年に「昼間里親制度」という名称で里親制度の一つとして制度化されている。その後、児童福祉法第24条で「保育に欠ける」乳幼児の保育責任を負っている自治体が、同条項の「その他の適切な保護」を活用して家庭的保育制度を創設した（斎藤2012）わけであるが、本調査からは、広義の社会的養護の観点からその機能を再認識できた。夜間・休日は在宅となるため、いわゆる「昼間里親」のような位置づけで、可能な限り保護者との完全な分離を防止できるようにしつつ、地域における在宅支援の中で0歳～2歳までの期間出来るだけ家庭的な環境の中で過ごせるようにしていけることが、今、求められているのではないだろうか。

1948（昭和23）年当初は保育に欠ける児童に対する保育が主とした目的であったが、今後は児童相談所や里親・ファミリーホーム等と連携しながら、子ども虐待防止や社会的養護を視野に入れた子どもと家庭への在宅支援を担う社会的養育機関の一つとして、その存在感を示していく可能性が広がっているとも考えられる。

しかしそのためには、やはり家庭的保育事業を展開している事業所保育者の専門性向上や支援体制の充実が不可欠となるだろう。

現在、市町村における巡回支援専門員⁷⁾の役割として、地域の保健センターや保育所、放課後児童クラブ等を巡回し、発達障害等に関する知識を活用してスタッフや親に助言等を実施することが求められている。こうした発達支援に関する助言指導と共に、チャイルド・マルトリートメントを行う、或いは行っているおそれのある家庭の子どもや保護者にも適切な支援や対応ができるよう、地域の子育て支援拠点として多機能化された児童養護施設等による助言指導を行うなど、家庭的保育事業所に対する多方面からの支援体制を構築且つ強化していくことが望まれる。

今回、家庭的保育事業における保護者支援の在り方に関する調査分析に

において KJ 法を採用したことで、想定外にも社会的養護・社会的養育機能に関わる仮説が見出されたことは、興味深いことであった。

3. 本研究の限界

本研究は 2 名の保育者を対象としたインタビュー調査の分析を基にしており、データの代表性に限界がある。今回見出された現状、課題、可能性に関する仮説を検証すべく、今後量的調査や対象者を増やした質的調査を実施していく必要があると認識している。

V. 結論

本研究では、家庭的保育事業を選択した保護者のニーズ及び、保護者支援の現状と課題に着目し、これらに関する語りから得られたデータを手掛かりとして、今後の家庭的保育事業の在り方について仮説生成を目指し考察を行った。

その結果、「現在の家庭的保育事業は、多様化し尚且つハイニードな子ども・保護者を受け入れている場合が少ない現状の中で、特に保護者支援において保育者は様々な支援の難しさに直面し葛藤を抱いていること、それらの課題を解決するための連携・支援体制の構築が必要なこと、さらに現在すでに家庭的保育事業は要支援家庭をも支えていることから、今後、社会的養育機能としての家庭的保育事業の可能性の拡大も含めて、地域の子育て支援体制の在り方について検討を行っていく必要があるのではないか」との仮説が生成された。今後は、本仮説の実証研究を進めていく必要がある。

八九 謝辞

本調査にご協力いただきました家庭的保育室の施設長の皆様に厚く御礼

家庭的保育事業における保護者支援の現状と課題に関する一考察

申し上げます。

注

- 1) 家庭的保育の在り方に関する研究（中間報告）（平成 19 年 10 月 29 日）日本子ども家庭総合研究所チーム研究 主任研究者小山修・担当研究者庄司純一 『第 2 回社会保障審議会少子化対策特別部会平成 20 年 1 月 28 日資料 2 - 2』
- 2) 保育所等とは、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所を指す。
- 3) みずほ情報総研株式会社（2018）「保護者が希望する保育と実際に選択される保育施設との関係について」『厚生労働省 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業』30-35, 49
- 4) 『全国の保育所実態調査報告書 2011』平成 24 年 9 月社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会 (<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/201209.pdf> 2021.10.23 検索)
- 5) 「保育所保育指針解説」平成 30 年 2 月厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000202211.pdf> 2021.10.30 検索)
- 6) 2021 年 9 月 4 日に開催された日本子ども家庭福祉学会第 22 回全国大会基調講演『子どもの親のウェルビーイングを促進するための社会的養育のあり方』抄録集（第 1 日目）p.5-29
- 7) 『巡回相談支援活用マニュアル』特定非営利活動法人アスペ・エルデの会 平成 30 年 3 月 p.6-7

文献

- 五十嵐裕子（2017）「日本における家庭的保育制度の変遷と家庭的保育制度研究の動向」『浦和論叢』56, 1-29.
- 伊藤周平（2013）「子ども・子育て支援法と改正児童福祉法の諸問題：児童福祉法 24 条改正を中心に」『鹿児島大学法学論集』47（2）45-75.

- 岩田 力, 小山 修, 網野 武博他 (2011) 「家庭的保育のあり方に関する調査研究 (6)」
『日本子ども家庭総合研究所紀要』 48, 41-66.
- 川喜田二郎 (1967) 『発送法—創造性開発のために』 中公新書
- 川喜田二郎 (1970) 『続・発想法—KJ法の展開と応用』 中公新書
- 川喜田二郎 (1986) 『KJ法—混沌をして語らしめる』 中央公論社
- 南野 奈津子, 仲本 美央, 横畑 泰希 (2015) 「家庭的保育事業における個別ケアを要する乳幼児及び障害児に関する調査研究」『学苑』 892, 96-104.
- 米倉 裕希子・永井 久美子・佐藤 知子 (2019) 「小規模保育及び家庭的保育の事業者及び保護者調査からみる地域型保育の現状と課題」『関西福祉大学紀要』 22, 39-48.
- 齋藤 修 (2012) 「日本における家庭的保育事業の展開」『盛岡大学短期大学部紀要』 22 (35), 1-7.
- 佐藤千晶 (2017) 「家庭的保育者に関する一考察—東京 23 区の家庭的保育者の資格要件の調査から—」『共立女子大学家政学部紀要』 63, 113-119.
- 白幡久美子・林陽子 (2017) 「地域型保育事業における保育の質及び現状と課題」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部教育実践研究』 2, 87-96.
- 田中博晃 (2010) 「KJ法入門：質的データ分析法として KJ法を行う前に」『より良い外国語教育研究のための方法』 外国語教育メディア学会 (LET) 関西支部メソドロジー研究部会 2010 年度報告論集 17-29.